

可児市立小中学校学習者用タブレット貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、可児市立小中学校に在籍する児童生徒に対する学習者用タブレットの貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学習者用タブレット」とは、学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習者用タブレット本体及びその付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、可児市立小中学校に在籍する児童生徒とする。

(管理)

第5条 市立小中学校の長（以下「学校長」という。）は、貸与状況を常に明らかにするために可児市立小中学校学習者用タブレット貸与管理台帳を備え、適宜貸与物品の所在を確認のうえ、これに記載するものとする。

2 学校長は、貸与状況に変更が生じたときは、可児市立小中学校学習者用タブレット貸与管理台帳に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から卒業日前の3月以内で学校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の条件)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る申請書兼同意書（第1号様式）を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申請書兼同意書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するものとする。

(貸与物品の変更)

第9条 学校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱)

第10条 利用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) 貸与物品に学校長の許可なくソフトウェア（アプリ）をインストールすること。

(7) 学校長が定める学習者用タブレット取扱いガイド等に反する行為を行うこと。

(8) その他学習者用タブレットの貸与の目的に反すること。

3 利用者は、可児市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第11条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。

(充電及び通信に係る経費)

第12条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 在籍する市立小中学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費

(2) 市教育委員会又は学校長が整備した通信以外の通信に係る経費

(盗難・毀損・紛失の届出)

第13条 利用者は、貸与物品の盗難・毀損・紛失があったときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品盗難・毀損・紛失届（第2号様式）を学校長に提出しなければならない。

2 盗難にあった場合は、警察に盗難届を提出する。一週間を経過しても発見されない場合は、市で代替品を貸与する。

(損害賠償)

- 第14条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。
- 3 貸与物品の使用にあたり、次に掲げる故障は、市で修理を実施し、負担する。
(1)本規程に従って正常に使用したにもかかわらず、材料上または製造上の欠陥に起因して発生する故障（自然故障）
(2)破損、破裂、汚損、水漏れ（水没）等の外部的な要因に起因し、正常に動作しなくなる等の故障（物損故障）
- 4 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げるいずれかに該当する場合は、自然故障または物損故障であっても、経費を負担しなければならない。ただし、授業や学校で定められた教育活動において、教職員が指導をしている際に発生したものについては、事情を考慮したうえで判断するものとする。
(1)利用者の故意もしくは重大な過失に起因する場合
(2)高温、高湿度等の過酷な使用に起因する場合
(3)埃が多い所、煙や油煙の多い所、湿度の高い所、急激な温度変化がある所、振動が強い所、磁石、スピーカーなどの磁気を発するものの近くなどで使用したことにより起因する場合
(4)紛失、置き忘れ、その他の事由により、貸与物品を保有しておらず、貸与物品の状態が確認できない場合（盗難により貸与物品を保有していない場合を除く）

(貸与決定の取消し)

- 第15条 学校長は、第6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。
(1)利用者が理由なく学校長が定める期間を超えて登校できないとき。
(2)利用者が貸与された学校に在籍しなくなったとき。
(3)利用者が第10条または第11条の規定に違反したとき。
(4)定期一斉点検など貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

- 第16条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 3 利用者は、貸与物品を前2項の規定により返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。
- 4 学校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、貸与物品返却確認チェック表（第3号様式）により、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

- 第17条 利用者の保護者は、第12条から第14条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(事務手続の代行)

- 第18条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから学校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、可児市教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月10日から施行する。
2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(改正)
3 この規定は、令和7年5月1日から施行する。(改正)